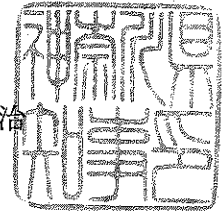


水第1226号  
令和3年5月19日

神奈川県漁業調整委員会  
会長 櫻本 和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



固定式刺し網漁業に係る制限措置の制定及び申請期間並びに  
許可の有効期間の短縮について（諮問）

神奈川県漁業調整規則第12条第3項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第8号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をする者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項)より許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間	(許可の有効期間)
めばる一枚網漁業	18	定めなし	横須賀市夏島町1番地にありある護岸北東角より真方位76度14.8分の線から横須賀市津久井、三浦市南下浦町上宮田境界線と最高潮時の海岸交点	1月1日から12月31日まで	横須賀市大津町、鴨居、走水、二葉、平成町、馬堀海岸、馬堀町に漁業根拠地を有している者	1.網の目は6センチメートル以上とする。 2.網の張立時間は、15時から翌日10時までとする。	令和3年6月17日から同年7月16日まで	令和3年8月1日から令和8年7月31日まで
	4							

	3	より真方位 130度58.2 分の線に至 る神奈川県 海面。ただ し、共第1号 共同漁業権 の漁場の区 域を除く。	横須賀市久 比里、西浦 賀、長瀬に漁 業根拠地を 有している  横須賀市野 比、津久井に 漁業根拠地 を有してい る者						
	2								
計	27								
	19	中の瀬航路3 号ブイと同4 号ブイとの 見通し線か ら横須賀市 野比地先サ ク根と千葉 県富津市浜 金谷港灯台 との見通し 線に至る神 奈川県海面。	横須賀市大 津町、鴨居、 走水、二葉、 平成町、馬堀 海岸、馬堀町 に漁業根拠 地を有して いる者  横須賀市鴨 居、小原台に 漁業根拠地 を有してい	1.網の目は 次のとおり とする。 (1)ひらめを 目的とする もの15cm 以上 (2)たい、す ずきを目的 とするもの 9cm以上	令和3年6 月17日から 同年7月16 日まで	令和3年8 月1日から 令和8年7 月31日まで			
	4								

きすす 漁業	計	24	1	ただし、中の 瀬B Cの 同の の 以 及 業 の 区 域 除 く。	4月1日から 12月31日 まで	横須賀市野 比、津久井に 漁業根拠地 を有している 者 三浦市南宮 浦町上田 に漁業根拠 地を有して いる者	2. 網の張立 時間は、15 時から翌日 10時まで とする。	令和3年6 月17日から 同年7月16 日まで	令和3年8 月1日から 令和8年7 月31日まで
きすす 漁業	計	24	3	横須賀市野 比、津久井に 漁業根拠地 を有している 者 三浦市南宮 浦町上田 に漁業根拠 地を有して いる者	4月1日から 12月31日 まで	横須賀市野 比、津久井に 漁業根拠地 を有している 者 三浦市南宮 浦町上田 に漁業根拠 地を有して いる者	2. 網の張立 時間は、15 時から翌日 10時まで とする。	令和3年6 月17日から 同年7月16 日まで	令和3年8 月1日から 令和8年7 月31日まで
きすす 漁業	計	24	6	横須賀市野 比、津久井に 漁業根拠地 を有している 者 三浦市南宮 浦町上田 に漁業根拠 地を有して いる者	4月1日から 12月31日 まで	横須賀市野 比、津久井に 漁業根拠地 を有している 者 三浦市南宮 浦町上田 に漁業根拠 地を有して いる者	2. 網の張立 時間は、15 時から翌日 10時まで とする。	令和3年6 月17日から 同年7月16 日まで	令和3年8 月1日から 令和8年7 月31日まで

計 かれい、すず き、めばる一 枚網漁業	9 7	定めなし	域を除く。 三浦市南下 浦町上宮田、 横須賀市津 久井境界線 と最大高潮 時海岸線と の交点より 正東の線か ら、三浦市南 下浦町金田 ボツケ埼よ り正東の線 に至る神奈 川県海面。た だし、共第1 号及び共第3 号共同漁業 権の漁場の 区域を除く。	1月1日か ら12月31日 まで	三浦市南下 浦町上宮田 に漁業根拠 地を有して いる者	1.網の目合は 次のとおり とする。 (1)すずきを 目的とする もの9 cm以 上 (2)めばるを 目的とする もの6 cm以 上 2.網の張立時 間は15時か ら翌日10時 までとする。	令和3年6 月17日から 同年7月16 日まで	令和3年8 月1日から 令和8年7 月31日まで
計 いせえび一 枚網漁業	7 5	定めなし	三浦市南下 浦町松輪地 先黒島頂上 より正東の 線から、同町 毘沙門地先 横瀬島頂上	8月1日か ら翌年5月 31日まで	三浦市南下 浦町松輪地 に漁業根拠 地を有して いる者	漁具の規模 は次のとお りとする。 1.目合9セン チメートル 以上 2.網丈1.2メ	令和3年6 月17日から 同年7月16 日まで	令和3年8 月1日から 令和8年7 月31日まで

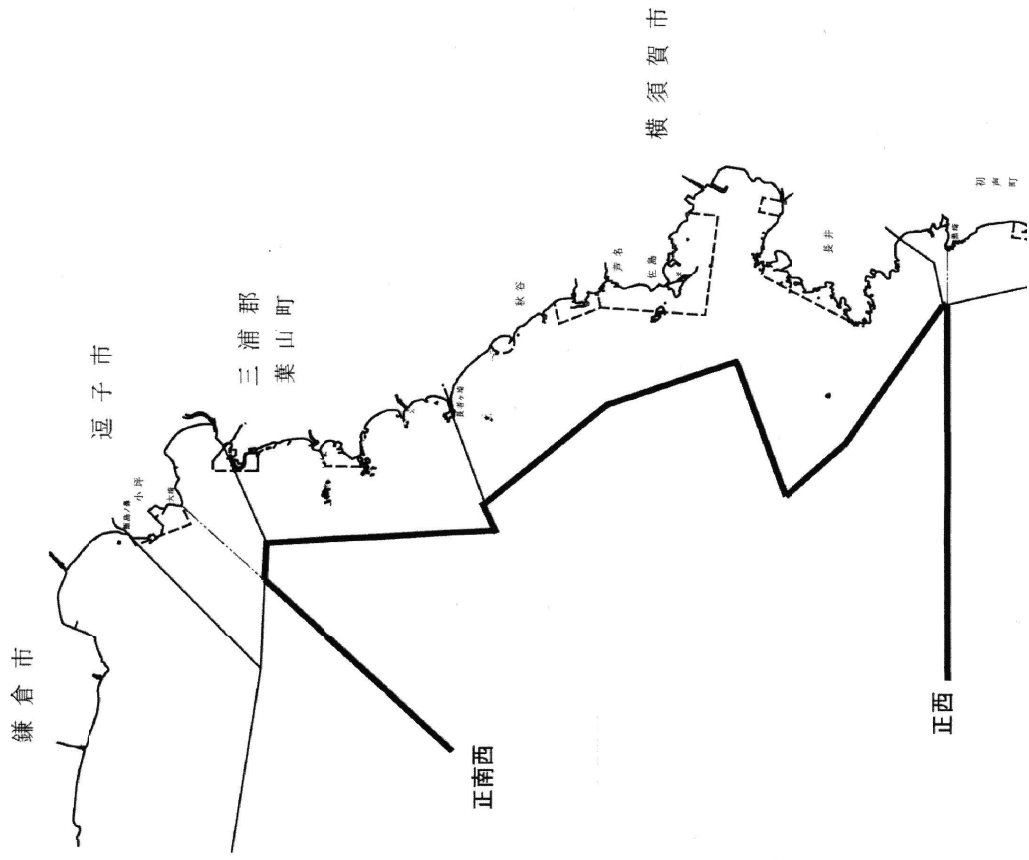


漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第8号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

また、許可の有効期間を令和8年5月21日までとする。

漁業種類	許可又は起業の認可すべき漁業者の数の数（人）	推進機の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可すべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可の認可すべき期間
かます一枚網漁業	5	定めなし	三浦市初声町黒崎突端より正西の線から逗子市大崎突端より正南西の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	6月1日から11月30日まで	横須賀市長井に漁業根拠地を有している者	1.漁具の規模は次のとおりとする。 (1)目合3cm以上 (2)網丈6m以下 (3)網1反の長さ120m以下 (4)1統の網の使用反数15反以下	令和3年6月17日から同年7月16日まで
	1	葉山町に漁業根拠地を有している者					
	5		藤沢市江の島湘南港灯台より正南の線から藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。ただし、横須賀市秋谷長者ヶ崎突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線以北の区域を除く。		藤沢市江の島、片瀬海岸、片瀬に漁業根拠地を有している者	2.網の張立時間は、午前3時から午前10時までとする。	
計	11						

三浦市初声町黒崎突端より正西の線から逗子市大崎突端より正南西の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。





### 1 制限措置各事項の設定理由について

制限措置	設定理由
漁業種類	<p>○横須賀市東部漁協走水大津支所、鴨居支所、浦賀久比里支所及び北下浦支所所属の漁業者に許可しているめばる一枚網漁業。</p> <p>○横須賀市東部漁協走水大津支所、鴨居支所及び浦賀久比里支所所属の漁業者に許可しているひらめ、たい、すずき一枚網漁業。</p> <p>○横須賀市東部漁協北下浦支所、三和漁協上宮田支所所属の漁業者に許可しているきす一枚網漁業。</p> <p>○横須賀市東部漁協北下浦支所、三和漁協上宮田支所所属の漁業者に許可しているきす一枚網漁業。</p> <p>○三和漁協上宮田支所所属の漁業者に許可しているかれい、すずき、めばる一枚網漁業。</p> <p>○みうら漁協南下浦支所所属の漁業者に許可しているいせえび一枚網漁業。</p> <p>○長井町漁協、葉山町漁協及び江の島片瀬漁協所属の漁業者に許可しているかます一枚網漁業。</p>
許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	<p>対人許可は船舶の総トン数及び数を制限措置として定めず、人数のみ上限を定める。なお、人数は実態調査を実施し、当該漁業の操業実績がある者及び操業を希望する者の総和を基準に、漁業調整上・資源保護上問題の生じないと考えられる範囲内とした。</p>
操業区域	<p>現行許可の通りとした。</p>
漁業時期	<p>現行許可の通りとした。</p>
許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	<p>操業区域の地先に漁業根拠地がある者に限定する。</p> <p>今回対象の漁業許可は、有効期間満了に伴う現行許可の切替に係るものであるため、これに配慮した漁業根拠地に限定する。</p>

### 2 許可をする際に付加する条件について（事前公表）

それぞれの対象魚種に特化した漁具の仕様等を条件とする。

### 3 許可又は起業の認可を申請すべき期間について

神奈川県漁業調整規則（以後「規則」とする）第12条第2項においては申請期間を1月を下らない範囲とすることと規定している。今回は既存許可の切り替えに伴うものであり、特に短縮する必要性は認められないため、1月とする。

#### 4 許可の有効期間について

かます一枚網漁業は、現行許可の有効期間満了に伴う切替に係るものであるが、規則改正後に許可を発出済みであり、制限措置の制定等、当該漁法に関する漁業調整上・資源管理上の合理性を考慮すると許可の有効期間を統一する必要性があることから、先行する許可にあわせて許可の有効期間を短縮する。

その他の漁業については、神奈川県漁業調整規則（以後「規則」とする）では、許可の有効期間を定める条項は無いが、今回対象の漁業許可は、現行許可の有効期間満了に伴う切替に係るものであることから、それぞれの許可の有効期間満了日の翌日から神奈川県漁業調整規則第 16 条第 1 項に規定する 5 年間とする

## 5 関係規定

### ○神奈川県漁業調整規則【抜粋】

(知事による漁業の許可)

**第5条** 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業(第4号、第5号及び第8号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権を有する者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。)を営もうとする者は、同項の規定により、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 小型まき網漁業 海面において総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業
- (2) しらす船びき網漁業 海面において船びき網によりしらすをとることを目的とする漁業
- (3) 移動式刺し網漁業 海面において移動式刺し網により行う漁業
- (4) 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業
- (5) 固定式刺し網漁業 海面において固定式刺し網により行う漁業
- (6) さより機船船びき網漁業 海面において機船船びき網によりさよりをとることを目的とする漁業
- (7) 潜水器漁業 海面において潜水器(簡易潜水器を含む。)により行う漁業
- (8) なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業(小型機船底びき網漁業及び前号に掲げる漁業を除く。)
- (9) うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚(全長24センチメートル以下のうなぎをいう。)をとることを目的とする漁業

2 前項の許可(以下この章(第17条を除く。))において「許可」という。)は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は前項第1号若しくは第2号に掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

**第12条** 知事は、許可(第8条第1項及び第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類(知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。)
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
- (3) 推進機関の馬力数
- (4) 操業区域
- (5) 漁業時期
- (6) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて同項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4～9（省略）

（許可の有効期間）

第16条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項（第1号を除く。）の規定により許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

(1) 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び第5条第1項第1号から第8号までに掲げる漁業 5年

(2) 第5条第1項第9号に掲げる漁業 1年

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。